

利用料割引等に関する規約

第1条（規約の適用）

株式会社伊豆急ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます。）は、この利用料割引等に関する規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、当社が別に定める各種契約約款、利用規約および利用条項（以下「約款等」といいます。）に定める各種サービス（以下「各種サービス」といいます。）の月額利用料の割引（以下「割引特典」といいます。）および、商品券もしくは郵便為替によるキャッシュバック等の特典（以下「その他特典」といいます。）（割引特典とその他特典を総称し「本特典」といいます。）を適用します。

2. 各種サービスの提供に関しては、約款等の定めを適用します。
3. 当社は、本規約内で指定の条件を満たす場合を除き、本規約の施行開始日よりも前に承諾し、既に提供を開始している対象サービスについて、本特典の適用は行いません。

第2条（規約の変更）

当社は、契約者の同意を得ることなく本規約を変更することがあります。その場合の提供条件は、変更後の本規約によるものとします。

2. 本規約を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条（契約の期間について）

本特典の適用に際し、各種サービスの最低利用期間または契約期間の定めがある場合、最低利用期間または契約期間は第8条（本特典の適用条件）の定めに従うものとします。

第4条（申し込みの承諾）

当社は、本特典の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、本規約または本特典に関する重要説明事項等に記載されている提供条件を満たさない場合、申し込みを承諾しません。ただし、当社が提供する各種サービスの本特典の適用条件は、対象サービス毎に異なります。
3. 当社は、本特典の適用よりも前に、契約者が当社から各種サービスの契約の解除を受けている場合、申し込みを承諾しないことがあります。

第5条（個人情報の取り扱い）

当社は契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 契約者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第6条（本特典の適用終了）

当社は、契約者が予め定められた本特典の適用期間を満了したときに、本特典の適用を終了します。

2. 前項の場合において、本特典の適用終了に関して、当社は特別に契約者に対して事前の告知は行いません。
3. 本特典の期間を満了する前に、当社が本特典の適用を終了する場合には、当社は事前に告知を行います。
4. 本特典の適用期間が満了したときには、特に本特典毎の定めが無い限り、約款等および本規約に定める対象サービスが継続利用されるものとして、当社は対象サービスの約款等に規定された月額利用料を請求します。
5. 当社は、契約者がサービスの解約、転居等により本特典の適用条件を満たさなくなった場合、本特典の適用を終了します。この場合、当社から本特典の適用が終了することについて告知は行いません。

第7条（本特典の変更・中止・中断）

当社は、当社の都合により本特典の適用について変更、中止または中断をすることがあります。

第8条（本特典の適用条件）

本特典の適用条件については、別記に定めるものとします。

第9条（料金等）

別記に定める適用条件に該当した場合で、契約者が負担する費用が当該別記の各項目により発生した場合、当該料金等（消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含んだ額）を当社に支払うものとします。また、消費税等相当額の算定基準となる消費税率は、料金等が発生する日の属する月のものが適用されるものとします。

付則

本規約は、2025 年 11 月 1 日より施行します。

別記

1. IKC 光インターネット WEB 申込特典

(1) 特典内容

- ① 当社ホームページを見てお問い合わせ頂き、下記のいずれかを新規に申し込んだ契約者の対象サービス月額利用料を4ヵ月間無料とします。
 - ・ IKC 光インターネットサービスを2年更新割でお申込みいただいた契約者
- ② サービス開始月の翌月を1ヵ月目とし、3ヵ月目の末日までの申請手続きにより、他社固定通信回線解約時に発生する違約金・撤去費等(それぞれ消費税を含む額)を補填するものとして、最大20,000円のキャッシュバックを致します。

(2) 対象外

以下のいずれかに該当する場合、特典の一部または全てを対象外とします。

- ・ 直近6ヶ月以内に IKC 光インターネットサービス・ケーブルインターネットサービスのご利用履歴がある場合
- ・ 専用フォームまたは、当社スタッフへの申告が無い場合
- ・ 他のキャンペーンまたは制度の定めによる場合
- ・ キャッシュバックの必要書類が期限内にご返送頂けない場合
- ・ キャッシュバックにあたり他社違約金発生場所が設置場所と異なる場合

(3) 割引期間

対象サービスの提供が開始された日の属する暦日の翌月を1として起算して4ヵ月間

(割引期間中に対象サービスの変更、解約等をされた場合、割引は終了します。)

(4) 契約解除料

ご利用開始から24ヵ月以内に本サービスを解約される場合、工事費の残債額を一括で請求します。(※25ヵ月以上利用の場合、実質工事費は発生しません。)